

○議長（森 弘秋君） 1 番 古川元規君。

○1 番（古川元規君） 古川元規です。私からは今日、教育と、また保育についてご質問させていただきたいと思いますが、質問に先立ちまして、まずもって4期16年務められ、子育て共助の村として舟橋村の発展に尽力されました金森村長に敬意と感謝を述べさせていただきたいというふうに思います。まだ任期中ではございますが、大変お疲れさまでございました。

それでは、質問のほうに移らせていただきたいと思いますというふうに思います。

第1点目としては、教員の働き方状況についてでございます。

昨今、全国的にも教員の負担というのが大きくなってきておりまして、舟橋村の学校においても、少ない教員数ではあるけれども、どうしてもこなさないといけない最低限の職務というものもありますので、そのため教職者の間では赴任先として敬遠されているというような話も聞いております。例えば、舟橋中学校での勤務経験のある方でも、ちょっと舟中は忙し過ぎるので、講師の仕事を断ったというような話も聞き及びました。

小学校は今年から、中学校は来年から教える内容が増えたり、また教科書が変わったりします。不登校の生徒の対応もあり、学校に来られない生徒には家庭訪問、登校できるけれども教室には入れず、保健室なら大丈夫な生徒、また保健室も駄目な生徒は会議室へ等々、舟中は富山市とは違って、スクールカウンセラーが毎週定期的にいるわけでもないということです。全てこれらのことも教員で対応されているのではないかなというようなことも推測されます。

小中連携と、現場にさらなる負担を強いるのであれば、やはり教員業務をサポートするスタッフの増員とセットであるべきというふうに考えますが、まずは現在の教員の時間外勤務の現状など、勤務の実態についてお伺いしたいというふうに思います。

特に、中学校では高校への進学の問題もありまして、小学校よりも学生の学力向上が注視されてきます。そのため、教員も授業で学力をつけさせなければいけない。また、テストも、定期テストはもちろん、冬休み明け、そして3年生は進路を考えるための学力テスト等々多くのテストがあり、その作成や採点ももちろん全て教員が行っております。

またさらに、生徒指導も昔から比べて、SNSのトラブルであったり、そういう新しいトラブルもまさに花盛りでございます。放課後は、ほとんど毎日のようにトラブル処理として、該当生徒からのヒアリング、事実確認、指導、保護者への連絡等で大変忙し

いという話も聞いております。

つまり、舟橋中学校では、教員と教員を支える周辺スタッフ、そして教育委員会とで構成するそのようなチームが人手不足の状態になっているのではないかとということが危惧されますが、教育長としてのご意見をお伺いしたいなというふうに思います。

また、最後に、全国的にも教員の時間外労働が増加する要因として、部活動が問題となってきました。先日もNHKで取り上げられておりました。

文部科学省の方針としても部活動の外部委託というのがどんどん求められているということですが、中学校の部活動につきましても、今後どのように取り組んでいく予定かお聞かせいただきたいというふうに思います。

続きまして、保育園の運営についてお伺いしたいというふうに思います。

こちらにつきましては、先ほど加藤議員も質問されたことと重複する部分もあるかと思いますが、よろしく願いいたします。

現在、保育園の増設に伴いまして、待機児童の問題については一定のゴールが見えつつあるのかなというふうに思いますが、またそれに伴いまして、運営事業者が分割されるということも、ある程度仕方のないことというふうには思います。

ただ、一方では、それは急遽やはり増設せざるを得ないという状況を生み出してしまった村の責任もあるのかなというふうに思います。

子育て共助の村を内外にやはり標榜する村として、子どもたちに負担や不公平感がなく、また保護者が安心して子どもを預けられるような体制の構築をしていかなければならないというふうに考えますが、事業者や、そこに保護者を交えて協議するような場を設ける予定はありますでしょうか。もしあれば、その詳細について教えていただきたいというふうに思います。

先ほどは、選択肢が増えるのはよいのではないかというお話もありましたが、やはり給食であったり、保育方針、行事なども違う中で、保育園を選択するための情報というのは、いつ保護者に開示されるのかということも気になります。

また、入りたい保育園を選ぶことができないという話も先ほどありましたが、その判断は、では一体誰がどのように行うのでしょうか。

さらに、入ってみたいけれども、やはり保育方針が合わないので移りたい。そのような場合も、どうすればよいのでしょうか。

現状では、上の子どもはこども園、下の子どもはことり園というふうに分かれている

家庭も既にあるというふうに聞いております。本人や現場の保育士さんにしてみれば、何で同じ家族なのに別々なのかというふうに思われても、やはり仕方のない面があるのではないかなというふうに思います。

これについては、やはり明確な規則であったり基準であったりがあれば、迷わずに済むのではないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

また、学童保育についても同様でございます。育児休暇中に学童保育の利用を拒否された際に、保護者が、学童のルールでそうなのかというふうに問うと、ルールはないけれども前例がないというふうな理由で拒否されたという話も聞いております。

前年がないから拒否というのは、ちょっとおかしいのではないかなというふうに思います。公的な施設であれば、やはりしっかりとこちらで規則や基準を定め、それに基づいた運用が求められるというふうに考えますが、いかがでしょうか。

小さな村だから、誰が文句を言ったか、すぐ特定される。また、引っ越してきたばかりで地元のことが分からない等の理由から、泣き寝入りさせざるを得ない。そのような保護者の方も少なくないというふうに聞いております。

子育て共助の村をやはり自称するのであれば、紋切り型のお役所仕事を超え、もっと保護者の心情に寄り添った対応が必要なのではないかというふうに思います。

そのためにも規則と基準を明確にするとともに、それに基づいた保護者対応の研修を行うなど、さすが子育て村の職員の対応と言われるような職員の対応ができる、そのような体制構築をお願いしたいというふうに思います。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（森 弘秋君） 教育長 早川誠一君。

○教育長（早川誠一君） 1番古川議員の教員の働き方状況についてのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、教員の働き方改革は国レベルでの喫緊の課題となっております。本村でも昨年度の総合教育会議から、その対策を協議し続けております。

そのような中、「舟橋村立学校の教育職員の業務の量の適切な管理等に関する規則」、村の教育委員会規則にしましたが、その規則を策定し、本年4月1日から施行いたしました。その内容は、本年1月に発出されました文部科学省の指針と同様にしまして、時間外における勤務時間の上限を月45時間以内、年間で360時間以内を目安としております。そして、この基準を達成するため、人的、物的の支援に加えて、学校内外の行

事等、いわゆる「ひと・もの・こと」に関する観点から教員の負担軽減策を模索しているところでもあります。

まず、1つ目のご質問にあります現在の時間外勤務の実態についてありますが、本年度は新型コロナウイルス感染症対策のため例年とは異なることを前提とし、直近の10月と11月の状況をお答えいたしますと、小学校が平均44.7時間、中学校が平均50.5時間となっております。昨年度より、いずれも減少しております。

これは、学校挙げての意識改革が進みつつあることと併せて、コロナ禍の中で行事の縮小や出張回数の減少が影響したものと考えられます。

次に、舟橋中学校の人手不足を危惧されたご質問についてお答えいたしますが、結論から申し上げますと、舟橋中学校は同規模の中学校より、むしろ恵まれた環境下にあると考えております。

ご存じのとおり、中学校は教科担任制による教員の定数がありまして、舟橋中学校の場合は11名で、それに加えて1年生支援、それから少人数指導等の加配教員が3名の配置となっております。

なお、配慮を要する児童生徒への対応として、三、四時間ずつ、これは小学校が3時間、中学校が4時間でございますが、小中の同一のスクールカウンセラーの方に毎週来ていただいております。そして、不登校気味のお子さんのケース会議等にも加わっていただいております。

さらに、村独自の予算で、教科指導に3名の方、これは美術とか体育とか、それから外国のALTの方ではありますが、それに加えてICTの支援員1名を配置しております。他にも国の予算措置によるスクール・サポート・スタッフという方、また本年6月補正予算によりまして、ICT機器に詳しいGIGAスクールサポーターとあって、システムエンジニアの方なんではありますが、この方を配置しております。現在の人的支援を今後も継続してまいりたいと考えております。

最後に、中学校の部活動の今後についてでございますが、現時点の考えであります。国のスポーツ庁、それから文化庁から本年9月1日付で「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」の事務連絡が届いております。その概要としまして、休日の部活動の段階的な地域移行を令和5年度以降に実施すること、それから、他校との合同部活動の推進や地方大会の在り方の整理を含む、合理的で効率的な部活動の推進が挙げられております。

舟橋中学校では現在、運動系は6つ、文化系は3つの部活動をしておりまして、男女テニス部と卓球部に3名の外部指導員に関わっていただいております。おかげさまで、男子テニス部は先日、北信越大会にも出場してまいりました。

今後の方針については、これまで2回協議の機会を設けてきましたが、休日の地域移行に関する具体的な方策までは見つかっておりません。現時点では、種目は限られてでも、指導していただける外部人材をその都度発掘しながら運営せざるを得ないという状況でありまして、今後も中学校の先生方の思いを伺いながら学校の負担軽減につながる方策を検討してまいります。

以上のとおり、教員の働き方についてご説明いたしましたが、村教育委員会としましては、先ほどの地域学校協働本部の設置を含めて、学校の負担軽減につながる方策を工夫し、心身ともに健康で元気な先生方に本村の子どもたちの可能性を伸ばしてもらえよう、そういう環境を引き続き整えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（森 弘秋君） 生活環境課長 吉田昭博君。

○生活環境課長（吉田昭博君） 1番古川議員の保育環境についてのご質問にお答えいたします。

初めに、保育園が2園体制になることに対する影響についてであります。

2園になることは、それぞれの園で特徴ある保育を実施していただけることから、利用者である子育て世代の方にとっては選択肢が生まれることとなり、望ましいことであると考えております。

しかし、今般の2園体制整備は、計画的に実施するものではなく、急増する入所希望者の受入れ対応として整備するものでありますので、ご質問にありましたような途中の転園、兄弟の同時入所は、入所希望の時期や各保育施設の入所状況及び各月の他の入所希望者の年齢等によって、必ずしもご希望に添えない可能性があると思います。

保護者の皆様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、できる限り皆様のご希望に添えるよう、入所調整に最大限の努力をしてまいります。

次に、保育園の選択肢につきましては、各市町と同様に、申請書は第1希望から第3希望までご記入いただくこととなります。保育園の基礎情報につきましては、申請書とともに配布する案内書には記載されておりますが、保育園を選ぶに当たっては、各園を見学したり、園長からお話を聞いてもらうことが必要だと考えておりますので、各園で

懇談の機会を持つことを検討しております。

次に、学童保育についてあります。

まず、学童保育を利用する資格等のことでありますが、一般的には保護者が就労等により放課後や学校休業日に保護者が不在のお子さんであり、通常、育児休業中は利用できません。しかし、例えば、お子さんが発達上の特性があって、新生児の育児に追われている保護者では十分に目が届かない場合。また、保護者が精神疾患等を患っていて、新生児と小学生児の世話を追われていて病状が悪化する場合。さらには、児童虐待の危険をはらんでいるご家庭で、お子さんが、在宅の時間が増えることでリスクが高まる可能性などが想定される場合には、これまで個別対応を講じてまいりました。

育児休業に入られる保護者の皆様にはその旨をご説明しており、中には家庭の状況によって個別に対応していることに、舟橋村だからこそと安心感を抱かれる方もいらっしゃいますが、前例がないからとしかご理解いただけなかった方がいらっしゃることは非常に残念に思っております。

今後さらに丁寧な説明を行うとともに職員間の共有を図ってまいりたいことを申し上げまして、答弁といたします。

○議長（森 弘秋君） 古川元規君。

○1番（古川元規君） 今ほどは、ご答弁ありがとうございました。

まず、教員の働き方状況についてのご答弁に対してなんですけれども、時間外勤務の現状というのをまずお教えいただきました。45時間以内を目標としているということで、小学校は大体その範囲内に収まっているということなのかなと思うんですけれども、中学校についてはまだそこに到達していないということで、どのようにこの差を埋めていくのか。

これは、コロナ禍において行事が減ったりとかいろいろそういうことがあった中でもまだこの状況ということであれば、やはり何かもっと具体的な対策を練っていく必要があるのかなというふうに思いましたし、また同時に、県のほうの残業は35時間というふうにたしか聞いておるんですけれども、その基準になるべく寄せていかなければ、文部科学省の基準というよりもその基準に合わせていかなければ、ほかの学校に比べてやっぱりあそこは忙しいという形になってしまうんじゃないかなというふうに思うので、その辺についても、もしよろしければご意見いただきたいなというふうに思っております。

また、人手不足ではないですよと、同規模より恵まれていますという話もございましたが、やはり人数が少なくても最低限やらないといけない業務というものもあるという中で、なかなか難しいというところが時間外勤務の状況にも表れてきているのかなというふうに思いますので、その辺もまた考慮していただければというふうに思いますし、またスクールカウンセラーを小学校3時間、中学校4時間設けられているということですが、こちらは日中ということで、ちょっと保護者が使いにくいというご意見も聞き及んでおりますので、その辺、例えば、ちょっとお時間を調整できたりとか、何か保護者が使いやすいような施策などができればもっといいのかなというふうに感じました。

また、そのほかにもいろいろと細かく職員の負担を減らしていく方法とか、例えば留守電等が何か設定を使われていないという話を聞いたんですけれども、富山市は土日は留守電になっているとか。そういう細かいところで職員の負担をどんどん減らしていくというようなこともできるのかなというふうに思いますし、また今後のことを考えていけば、まだこれは先の話なんですけれども、外国の例ではございますが、AIを使ったアプリ、これはプリントをスマホで写真を撮ると、赤ペン先生のように回答、解き方を教えてくれるとか、そういうものを活用して学力が20%向上したというような事例もありまして、例えばこれは中国ですと、8割以上がそのようなアプリを活用していると。

そういうようなアプリも、日本でも近いうちに恐らく登場してくるという中で、このような新しい手法にも常に着目しながら活用していくのがやはりこれからのデジタル社会では必要になってくるのではないかなというふうに思いますし、教員の負担を減らすことにもなってくるかなというふうに思っております。

子どもと関わる教員の時間とか心の余裕というのは、必ず生徒にも影響すると思います。教師も学生も生き生きと活動できる学びやとすることが舟橋村の未来にとって大変重要なことであるというふうに思います。

そのために必要な施策であれば、できるだけ早く、またどんどん現場からも提案していただけますと、ありがたいなというふうに思います。

また、引き続きその経過について、我々も見ていきたい、注視していきたいというふうに思いますので、ご対応をお願いしたいなというふうに思います。

続きまして、保育園の運営につきましてですが、今ほどの保育園を選択できるというところについてなんですけれども、結局は同じ家族なのに別々になる可能性はありますよというところで、そこの基準というか、なるべくこういうふうにしますという、口先

ではなくて基準を設けて、優先順位というものを設けてしっかりと適用していくということが必要だと思うし、それがないと、何かどうしてもやっぱり不平等感というか、そういうものが出てくると思うんですね。

だから、複数の事業者が入って複雑化する環境だからこそ、やはり子どもたちや保護者にとって望ましい環境づくりのための協議体のようなものを立ち上げたりして、規則とか基準というのを明確に示していくということが非常に急務かなというふうに思います。

転籍の問題ですとか、さらに何か問題が発生したときも、やはりその協議体を通じて柔軟に対応できるような体制を整えておくという必要があるというふうに考えます。

結びに言われました、職員のほうに徹底していくと、心に寄り添った対応ができるようにまた共有していくということは本当にそのとおりだと思いますので、そのようにしていただければというふうに思います。

以上を踏まえまして、新学期が始まるまでやはり明確な方針というのを示していただきたいというふうに思いますが、その点について再度ご意見いただければというふうに思います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（森 弘秋君） 教育長 早川誠一君。

○教育長（早川誠一君） 今の再質問についてお答えいたします。

まず、中学校のほうですね。時間外の勤務時間は、先ほど、10月、11月は平均50.5時間ということでお答えしました。去年は52.1時間でしたが、僅かに減ったということでもあります。

ただし、月45時間という、そういう目安を達成はしていないというのが事実でございまして、先ほどの部活動のこともございましょう。学校の努力もあるのですけれども、まだ目標には到達していないのは現状でございまして。

ただし、昨年からの総合教育会議の中でもお示ししていることなんですが、月45時間以内に収めるという、こういった目安を達成するためには、まず先生方に、夕方というか、夜7時までには帰れる状況をつくってあげないと、達成はできません。それから持込み行事といいますか、外部との行事、こういったものをおおむね2割削減していかないと難しい。それから、学校行事についてもおおむね1割削減していかないと、目標の45時間というものは達成できないだろうということで見積もっています。



現状は、中学校のほうでは目標は達成しておりませんが、今後も引き続いて、そういった観点ですね、小学校、中学校を含めて、今年いろいろな縮小の対応ができましたので、来年度も同じような、なるべく何を縮小にかけられるかとか、なくせるかというようなことを、3学期、学校側、校長先生方と協議して進めるということでお話を進めております。以上でございます。

ただし、先ほど県のほうが35時間ということもおっしゃいましたけれども、これ、一般の行政職員の目安なんですか。県の教育委員会のほうは国と同じで、45時間という設定で変わりありません。そのようにお伝えしておきます。

それから、スクールカウンセラーについてですが、そうですね、毎週、先ほどの限られた時間は来ていただけるという状況でありまして、必要に応じては夜もそうやって保護者と一緒に話しできるという対応は可能なわけございまして、これは要望があれば、ぜひ進めてまいります。

それから、留守番電話のことも出ましたが、これも学校のほうにも、どうでしょうかと伺っているのですが、実は小学校も中学校も、夜の電話対応とか保護者対応というのはそんなに多くはないということで、学校現場は、特に必要はありませんということで回答いただいております、つけておりません。

あと、最後に、ICT活用等についてですが、先ほどいろいろとアイデア、ありがとうございました。情報をいただきました。

とにかく今後ICT機器の充実に加えて、何かといいますと、「個別最適化」という言葉がよく使われております。要するに、その子の能力に応じて、その子のペースで進めていけるというような、そういった環境がこれからもどんどん進んでくるかと思っておりますので、そういったソフトとか手法をまた研修しまして、どんどん取り入れていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（森 弘秋君） 生活環境課長 吉田昭博君。

○生活環境課長（吉田昭博君） 古川議員の再質問にお答えいたします。

基準を明確にしてほしいという要望に対してなんですけれども、実際、来年のことを申しますと、来年4月の小規模保育の定数は19名で、新園を含めて、両園とも満室といたしますか、満席状態です。

小規模保育につきましては、受入れのマックスが22名という規定がございます。両

園とも、5月で22名という形になってございます。かつ、残りにつきましては、本園の受入れ態勢次第でありまして、先ほどから申し上げているとおり、待機児童問題というのが来年解消されているわけではないと。

したがいまして、そういった明確な基準を出せるというふうな形になるのは令和4年で、新しい園が園として完全に開園する場合については、そこら辺を明確にすることはできるんですけども、今、一人でも多くの人を受け入れるということを、一番そこにポイントを置いてやっておりますので、なかなかそれまでの間に、こういう場合はこうですと言いきれない状態にございます。

入られる方々の要望もあれば、かつ、園の方々の保育士の受入れ態勢の問題もあって、そういったところを、調整を取りながら、どういうふうにすると一人でも多く受け入れられるかということを常に考えているところですので、そこについてはちょっとご理解いただきたいなど。

ただ、申し上げたとおり、新園、2園体制になったときには、そういった形はきちんと明確にしていきたいというふうに思います。

以上、答弁です。

○議長（森 弘秋君） 古川元規君。

○1番（古川元規君） 教員の働き方状況について、おおむね理解はさせていただきました。

ただ、時間外というのは本当に見えない部分とか、なかなか聞こえてこない声等もあると思いますので、そこら辺も注視しながら対策のほうを練っていただきまして、来年度の点もこれからいろいろと考えていかれるということですので、またぜひ議員各位のほうにも状況等をお知らせいただければなというふうに思っております。

続きまして、保育園のほうについてなんですが、規則、今、移行期間だから明確にしにくいというところ、ある程度理解はさせていただきました。

ただ、やっぱりその保護者であったり、ただバズッと切られたという印象にならないようにしっかりと協議する場であったりは必要なんじゃないかなというふうに思うんです。それは移行期間であろうが、移行した後であろうが、複数の事業者がこの小さい村に入るという状況ですので、そういう協議会的なものがあって、そこでお互いに妥協点を見つけて落とし込んでいくという機会というか、場がやっぱり必要ではないかというふうに思いますが、そのような協議体のようなものについての立ち上げ等については

いかがお考えなのかお聞かせください。

○議長（森 弘秋君） 生活環境課長 吉田昭博君。

○生活環境課長（吉田昭博君） ただいま古川議員から、協議体のようなというお話をいただきました。

確かに今いろんな保護者の方々のご意見を聞いていますと、あの人は本園に入れているのに、うちはどうして小規模なのというご意見、やっぱりいただきます。

先ほど申しましたように、協議という形でお話をしたときには、私らとすると保護者の方々にご理解いただけるのが一番理想だというのは間違いないと思います。

しかしながら、どうしても、先ほど言いましたように、保護者の要望とといいますか、それだけでは今の態勢だとなかなか受け入れにくい状況があって、かつ、受入れ側のほうの部分も重要になってきますので、そこで一人でも多く入れるためには、場合によっては本園とことり園に分かれているという家庭もやっぱりいらっしゃいます。

ただ、これは、何というのか、いろいろお話は聞くんですけども、あのうちだったからここに入れたとか、そういうことでは決してなくて、どのような態勢で受け入れることが一人でも多くの人を受け入れられるかということに焦点を当ててお話をしているところです。

ただ、保護者の方々あつての園ですので、そういったの方々のご意見をいただく場とすれば必要だというふうに考えますので、そういった部分につきましては、この後検討いたします。